

# 社会福祉法人 鈴保福祉会

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鈴保福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事及び評議員が、理事会もしくは評議員会に出席したときは、別表1・2の報酬表(以下「別表1」「別表2」という。)に基づき報酬及び実費弁償費を支払う。

### (役員の仕事報酬等)

第4条 理事長が、法人及び法人が設置運営する事業所(以下「事業所」という。)の運営業務に従事したときは、理事長報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事長の報酬の支給額は、前年度の実績を踏まえ次年度を検討し評議員会に諮り、別表3の理事長報酬表(以下「別表3」という。)に基づき支給する。

3 理事長が法人職員を兼務する場合は基本報酬月額と給与の合算とする。

4 役員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表4の役員報酬表(以下「別表4」という。)に基づき報酬及び実費弁償費を支払う。

5 役員の報酬は総額三千万円を限度とする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会などの会議に出席したときは、別表1・2に基づき報酬及び実費弁償費を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表4に基づき報酬及び実費弁償費を支払う。

### (報酬支給の重複防止)

第6条 役員等が理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条4項及び第5条2項の規定に基づく業務に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1・2に掲げる報酬及び実費弁償費は、支給しない。

2 法人の職員を兼ね、職員給与支給している役員等に対しては、第3条、第4条の4、第5条に基づく役員報酬等は支給せず、第7条の出張旅費のみの支給とする。。

### (出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務の為、出張する場合は別表5の出張旅費報酬表に基づき報酬及び旅費を支給する。

2 旅費等は出張終了後支払う事とするが、必要に応じ事前に概算額を支払い、出張終了後精算することが出来る。

### (改正)

第8条 本規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

### 付則

1 この規定は平成4年4月1日より施行する。

2 平成8年4月1日より改訂

3 平成24年4月1日より改訂

4 平成26年4月1日より改訂

5 平成29年4月1日より改訂